

体育館の使用について

体育館や体育館の物品・遊具を使用する場合には、事前に職員の許可を得てから使用してください。

- 体育館の壁近くにあるものは「安全柵」です。遊具ではありません。



安全柵

屋内トリムの使用について

- 体育館に設置している室内トリムは、体力づくり・健康増進のために設置しているため、一般的な遊具とは異なります。
- このため、子どもたちだけで使用することはできません。
- 必ず保護者（指導者）の責任のもと、発達段階に応じて使用方法や注意すべき内容（高さ制限など）について理解させるとともに、マットを敷くなどの安全管理に努めてください。（落下等によるケガの防止）
- 原則として、一つのトリムについて、一人以上の保護者（指導者）がついて使用してください。
- 運動ができる服装で使用してください。
- 準備運動をするなど、ケガの予防に努めてください。